

大阪大学蛋白質研究所研究倫理審査委員会委員名簿

令和4年4月1日

所 属	職 名	氏 名	任 期	備 考
細胞システム研究室	所 長	岡田 眞里子	R4.4.1～R6.3.31	1号委員(所内)
機能・発現プロテオミクス研究室	教 授	高尾 敏文	R3.4.1～R5.3.31	◎ 2号委員(所内)
ゲノムー染色体機能研究室	教 授	篠原 彰	R4.4.1～R6.3.31	2号委員(所内)
生体分子解析研究室	准教授	奥村 宣明	R4.4.1～R6.3.31	2号委員(所内)
大阪大学大学院法学研究科	准教授	長谷川 佳彦	R4.4.1～R6.3.31	3号委員(学内)
分子発生学研究室	教 授	古川 貴久	R4.4.1～R6.3.31	4号委員(所内)
株式会社ファーマシーそま	代表取締役	兒玉 眞理子	R4.4.1～R6.3.31	5号委員(学外)
聖和短期大学	名誉教授	中川 香子	R4.4.1～R6.3.31	5号委員(学外)

◎委員長

大阪大学蛋白質研究所研究倫理審査委員会内規 (組織)

第三条 倫理審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、男女両性で構成する。

- 一 所長
 - 二 医学・生物学の分野の専門知識を有する者 若干名
 - 三 人文・社会科学の分野の専門知識を有する者 若干名
 - 四 動物実験委員会委員長
 - 五 学外有識者 2名以上
- 2 前項第二号、第三号及び第五号の委員は、教授会の議を経て所長が委嘱する。
 - 3 前項の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 前項の委員は、再任を妨げない。